中医協
 診-2-2

 21.11.20

# 有床診療所について

### 第1 有床診療所における医療体制について

1 有床診療所の一般病床については、医療法上、48 時間の入院時間の制限があったが、平成 18 年の法改正により、同規定が廃止された。

これに伴い、入院患者の病状の急変に備えて診療所の医師が速やかに 診療を行う体制の確保に努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密 な連携を確保しなければならないこととなった(参考資料P4)。

2 有床診療所の療養病床については、平成 15 年3月に閣議決定された 「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針について」を踏まえ、平成 18 年度診療報酬改定より、病院の療養病床と同様、医療区 分及び ADL 区分を用いた患者分類による包括支払制度が導入された(参 者資料 P5)。

### 第2 現状と課題

- 1 有床診療所の現況
- (1) 医療施設動態調査によると、有床診療所は約 11,000 施設(約 14 万床)あるが、減少傾向にある。このうち療養病床を有する有床診療所は約 1,600 施設(約 1.7 万床)である。また、病床数の分布には地域差が認められる(参考資料 P 1 ~ 3)。
- (2) 有床診療所入院基本料の算定状況には、診療科毎に特徴的な傾向があり、内科や外科の有床診療所では8割の患者が在院期間8日を超える一方で、眼科では9割が7日以内の入院である。また、入院の1日当たり点数については、眼科・耳鼻科が高い(参考資料P6~8)。
- (3) 平成21年度医療経済実態調査によると、有床診療所の損益状況は、 一般病院全体に比較すると高水準である。一方、無床診療所との比較 では、ほぼ同水準である。また、主たる診療科別の損益状況をみると、 外科や眼科と比較して小児科等の場合は低水準となっている(参考資 料P9~11)。

### 2 有床診療所の後方病床機能について

在宅医療や介護施設においては、患者や入居者の病状の急変の際、速やかに医療を提供できる後方病床の確保が重要である。平成 20 年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査によると、診療所の療養病床に入院する患者のうち約4割が自宅や特養・老健等の介護施設からの入院である等、有床診療所は地域に根ざした後方病床として機能していると考えられる(参考資料P12)。

### 3 有床診療所の救急支援機能について

わが国においては、円滑な救急医療体制の構築が喫緊の課題とされている。特に高齢者の軽症・中等症患者の救急搬送件数の増加が顕著であり、救急医療機関において重症救急患者を受入れられなくなるケースが生じている。こうした状況の中、有床診療所においても救急搬送患者を受け入れている実態がある(参考資料 P13)。

### 第3 現行の診療報酬上の評価の概要

1 有床診療所入院基本料については、看護職員の配置と入院からの日数に応じた評価を行っている。

A108	有床診療所入院基本料	(1日(	こつき	)		
1	有床診療所入院基本料	1 イ	7日	以内の期間		810 点
	·		8 ⊟	以上 14 日以[	内の期間	660 点
		/\	15	日以上 30 日以	内の期間	490 点
		=	31	日以上の期間		450 点
2	有床診療所入院基本料	‡2 1	7 ⊟	以内の期間		640 点
			8 E	以上 14 日以	内の期間	480 点
		/\	15	日以上 30 日以	内の期間	320 点
		=	31	日以上の期間		280 点
	【届出医療機関数】	······································		· · · · · ·	平成 19 年	平成 20 年
		有床診	療所	医療機関数	8, 485	8, 022
		入院基	本料	病床数	106, 494	102,064

2

【算定状況】社会医療診療行為別調査(各年6月審査分)

		平成 1	9年	平成 20 年		
	_	実施件数	算定回数	実施件数	算定回数	
有床診療所	7日以內	76, 114	309, 095	67, 703	272, 837	
入院基本料	8~14 日	33, 712	153, 976	28, 913	129, 867	
1	15~30 日	22, 021	170, 957	18, 428	143, 873	
	31 日以上	25, 177	508, 365	22, 179	458, 165	
有床診療所	7日以内	16, 489	51, 961	12, 486	. 36, 841	
入院基本料	8~14 日	4, 273	19, 301	2, 441	10, 891	
2	15~30 日	2, 901	22, 500	1, 628	13, 135	
	31 日以上	4, 709	105, 668	2, 899	64, 025	

2 医師や看護職員の手厚い配置についても評価を行っている。平成 20 年度診療報酬改定においては、加算要件をきめ細やかな評価体系へと変 更したことに加え、夜間の手厚い体制の評価を行った。

A108	有床診療所入院基本料	(	1	B	につ	き)	
------	------------	---	---	---	----	----	--

改定前		平成 20 年度診療報酬改定	<b></b>	
医師等配置加算	100 点	医師配置加算 (2 名以上)	60 点	6
(医師2名以上)		看護配置加算 1 (10 名以上)	10 点	`
(看護職員 10 名以上	<u>:</u> )			
(夜間看護職員1名)	以上)			
<b>看護配置加算</b>	15 点	看護配置加算 2	15 点	1
(看護師3名以上を	含む看護	(看護師3名以上を含む看護職員1	0名以上)	
職員 10 名以上)		夜間看護配置加算 1(1名以上)	30 点	
		夜間看護配置加算2(2名以上)	50 点	•
		夜間緊急体制確保加算	15 点	<b>(</b>

【算定状况】社会医療診療行為別調查(各年6月審查分)

平成 19 年			平成 20 年			
·	実施件数	算定回数		実施件数	算定回数	
医師等配置加算	30, 750	264, 701	医師配置加算	38, 267	344, 589	
•			看護配置加算 1	24, 686	232, 105	
看護配置加算	36, 049	328, 677	看護配置加算 2	40, 134	350, 072	
		:	夜間看護配置加算1	49, 598	585, 233	
			夜間看護配置加算 2	28, 806	218, 113	
			夜閒緊急体制確保加算	46, 980	506, 703	

3 有床診療所の療養病床については、平成20年度診療報酬改定において、 ADL得点が高く褥瘡発症のリスクが高い患者に対して、患者単位で経時 的・継続的に褥瘡の発生割合等の測定を行っていることを評価し、病院 の療養病床と同様に褥瘡評価実施加算を創設した。

### A109 有床診療所療養病床入院基本料

	医療区分1	医療区分2	医療区分3	
ADL区分3	602点 (入院基本料 D)	871点	075.45	
ADL区分 2	E00.4	(入院基本料B)	975点	
ADL区分 1	520点	764点	(入院基本料A)	
	(入院基本料E)	(入院基本料C)		

### [算定基準]

看護職員6:1、看護補助者6:1 (実質配置30:1に相当)

但し、医療区分2・3の患者が8割を超える診療所は、看護職員4:1、

看護補助者4:1 (実質配置20:1に相当)

### 【届出医療機関数】

		平成 19 年	平成 20 年
有床診療所療養	医療機関数	1, 283	1, 247
病床入院基本料	病床数	10, 594	10, 443

### 【算定状況】平成20年社会医療診療行為別調査(実施件数/算定回数)

	医療区分1		医療区分2		医療区分3	
ADL区分3	694	16, 443	2, 954	71, 263		
ADL区分 2	0.467	80, 921	2, 904	71, 203	794	16, 444
ADL区分1	3, 457	80, 921	1, 404	29, 305		

### 注4 褥瘡評価実施加算 15点(1日につき)

### [算定基準]

ADL区分3に該当する患者に対して褥瘡の発生割合を患者単位で経時的・継続的に測定・評価し、その記録を診療録等に記載していること。

### 【算定状況】平成20年社会医療診療行為別調査(6月審査分)

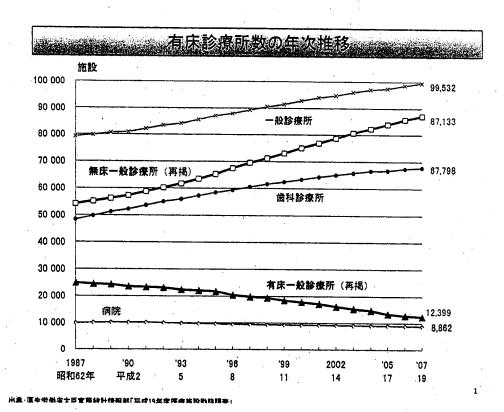
	実施件数	算定回数
褥瘡評価実施加算	671	18, 107

### 第4 論点

- 1 各診療科が担う役割と、有床診療所入院基本料における評価について、 どう考えるか(参考資料P6~9)。
- 2 在宅医療及び介護施設の後方病床としての機能している有床診療所に 対する評価について、どう考えるか(参考資料P12)。
- 3 軽症・中等症の救急患者を受け入れている有床診療所に対する評価について、どう考えるか(参考資料P13)。
- 4 手厚い人員配置を行っている有床診療所に対する評価について、どう 考えるか(参考資料P4~5)。

# 有床診療所について

(参考資料)

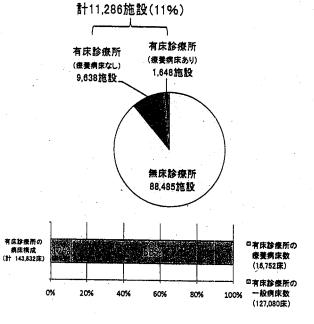


# 有床診療所の現況

有床診療所の一般病床の 病床規模(計12,399施設)

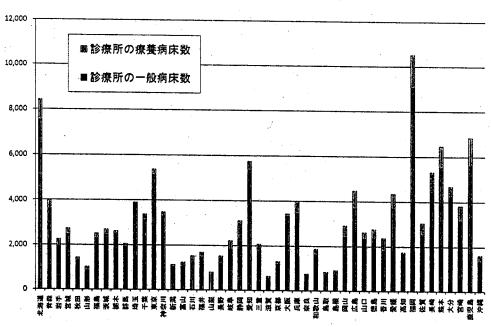
有床診療所の療養病床の 病床規模(計1,887施設)

10~19床 7,861施設 (63%)



出典:医療施設動態調查(平成21年7月末概数)

# 都道府県別の有床診療所の病床数



出典:医療施設動態調査(平成21年7月末概数)

٠.

	診療所の一	·般病床	診療所の療養病床		
	人員配置 構造設備		人員配置	構造設備	
医療法 (人具配置は標準、 構造設備は最低 基準)	-	●病床 一人部屋 6.3㎡/床以上 二人部屋~ 4.3㎡/床以上	●医師 1人 ●看護職員 4:1 <sup>※1</sup> ●看護補助者 4:1 <sup>※1</sup> (当面の間、看護職員・看護 補助者 あわせて2:1で可)	●必置施設 ・機能訓練施設 ・設話室 ・食堂 ・浴室 ●病床 6.4㎡/床以上*2	
<b>診療報酬</b> (入院基本料の施 設基準)	■有床診療所入院基本料1の場合 看護職員5人以上*3 ■有床診療所入院基本料2の場合 看護職員1人以上5人未満*3	<u></u>	爾者護職員 6:1以上※4 爾者護補助者 6:1以上※4 (但し、医療区分2・3が8割以上 であれば者護職員・者護補助者 ともに4:1以上)	-	

#### (参表)

	病院の一	般病床	病院の療養病床		
	人員配置	構造設備	人員配置	構造設備	
医療法 (人員配置は標準、構造設備は 最低基準)	○医師 16:1 ○看護職員 3:1 ○薬剤師 70:1	○必置施設 ・各科専門の診察室 ・手術室・処置室 ・臨床検査施設 ・外表を持て5個を含めて) ・X級装置 ・分病床 6.4㎡/床以上※5	○医師 48:1 ○看護磁員 4:1*1 ○看護補助者 4:1*1 ○薬剤師 150:1	○一般病床の必置施設に加え ・機能訓練施設 ・設話室 ・食堂 ・浴室 ○病床 6.4㎡/床以上*2	
診療報酬 (入院基本料の施 段基準)	□看護職員 7:1 (看護師70%以上) 準7:1, 10:1, 13:1 (同70%以上) 15:1 (同40%以上) 10:1 (同40%以上) □7:1の場合の医師要件: 当該病様の入院患者数の10%以 上の常動医師	_	□看護職員 25:1以上 □看護補助者 25:1以上 (但し、医療区分2:3が6割以上 であれば看護職員・看護補助者 とも(220:1以上)		

※1 H24.3.31まではまけで可(経過程度) ※2 既設(H13.3.31時点)の場合、6.0㎡/床以上 ※3 便差資床に設置する程度数を含めない。 ※4 復美資床に設置する程度数。資質配度30:1に指導。 ※5 既設(H13.3.1時点)の場合、一人節題6.3㎡/床以上、二人節題 ~4.3㎡/床以上

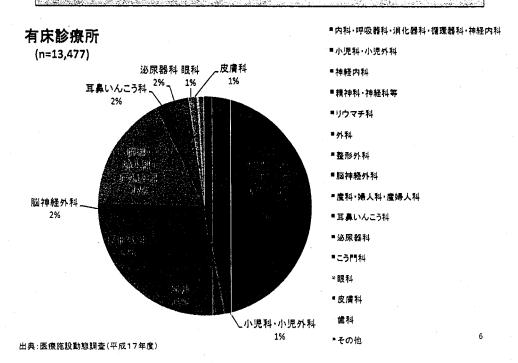
## 有床診療所に対する診療報酬上の評価

	有床診療所入院基本料1 有床診療所入院基本料2		有床診療所 療養病床入院基本料			
病床種別		_	-般		療養	
点数	7日以内 8日以上14日以内 15日以上30日以内 31日以上	810点 660点 490点 450点	7日以内 8日以上14日以内 15日以上30日以内 31日以上	640点 480点 320点 280点	A 975点 B 871点 C 764点 D 602点 E 520点	
包括範囲	出来高			検査・投薬・注射・病理 診断・一部の画像診断 及び処置包括		
看護職員 -	5以上		1以上5未清	<b></b>	6対1※4	
<b>潜護補助者</b>	-		,		6対1**4	
夜動	看護要員1以上*3			_		
届出施設数※1	8,022施設			1,247施設		
届出病床数*1	102,084床			10,443床		
算定回数※2。	1,004,742回		124,892回		214,856回	

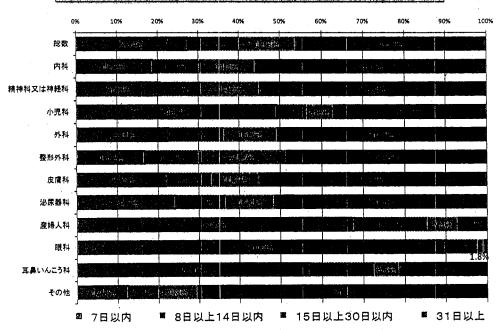
1: 平成20年7月時点 ※2: 社会医療診療行為別調査(平成21年8月審査分) ※3: 夜間看護配置加算1の場合

※4: 実質配置30:1相当。医療区分2・3の患者が8割を超える病棟は、看護職員4:1、看護補助者4:1(実質配置20:1相当)。

### 土たる診療科別の有体診療所致

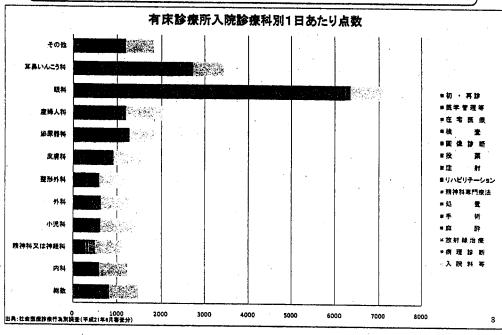


## 診療科別日数区分ごとの有床診療所入院基本料算定回数の割合

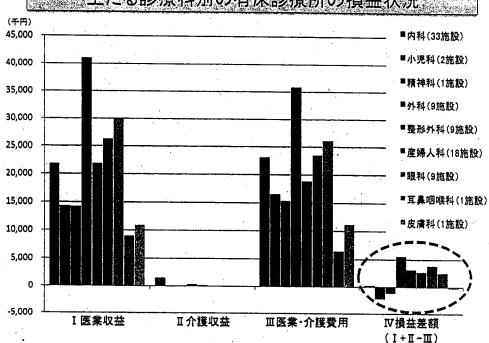


### 节杯砂灰川八灰砂灰竹川入刀短川从蚁

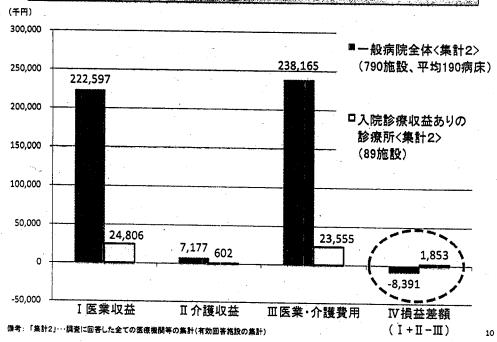
〇有床診療所の入院における1日当たり点数を比較すると、眼科・耳鼻科が高く、 特に眼科においては7,106点/日と、非常に高くなっている。



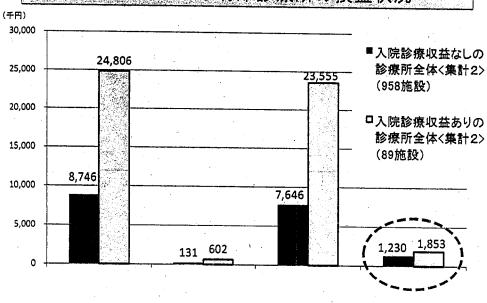




# 平成21年度医療経済実態調査 病院及び有床診療所の損益状況



# 平成21年度医療経済実態調査 無床診療所及び有床診療所の損益状況



I 医業収益

Ⅱ介護収益

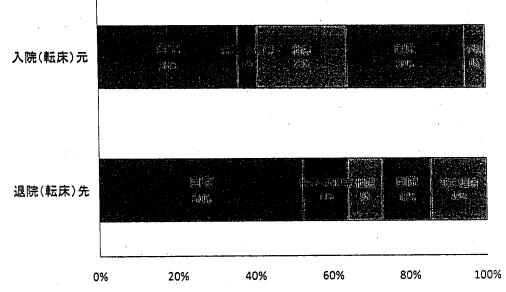
Ⅲ医業•介護費用

Ⅳ損益差額

備考:「集計2」…調査に回答した全ての医療機関等の集計(有効回答施設の集計)

(I + II - III)

# 診療所の医療療養病床の入退院の状況



注)「他院」には、同一法人内の他医療機関を含む。

出典:厚生労働省保険局医療課「平成20年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査」(平成21年3月の施設特性調査データ)

12

# 診療所の療養病床における救急患者の受入状況。

	医療区分1 (n=371)		医療区分2 (n=375)		医療区分3 (n=51)		合 計 (n=797)	
救急車による救急受入れ患者	13	3.5%	9	2.4%	2	3.9%	24	3.0%
上記以外の救急受入れ患者	21	5.7%	22	5.9%	3	5.9%	46	5.8%
救急受入れ患者ではない	324	87.3%	328	87.5%	43	84.3%	695	87.2%
無回答	13	3.5%	16	4.3%	3	5.9%	32	4.09
金.体	371	100.0%	375	100.0%	51	100.0%	797	100.09

3.0% 5.8%

**診療所** (n=797)



- 救急車による救急受入れ患者
- ■上記以外の救急受入れ患者
- 救急受入れ患者ではない
- 6 無回答